

令和2年度 第4回松本市文化芸術振興審議会 次第

日 時 令和3年2月26日(金)
14時00分～15時30分
場 所 大手事務所 3階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 松本市文化芸術推進基本計画の素案について

- ・第3章 基本計画の内容
- ・第4章 基本的施策
- ・第5章 計画の推進体制と評価検証

(2) その他

4 閉 会

松本市文化芸術推進基本計画（第1期）素案

令和2年度 文化スポーツ部 文化振興課

目次

第1章 松本市を特徴付ける文化

- 1 歴史と景観 P 1
- 2 風土 P 1
- 3 民俗 P 1
- 4 イベント P 1

第2章 基本計画策定の趣旨

- 1 基本計画策定の背景及び経緯 P 1
- 2 基本計画の位置付けと計画期間 P 1
- 3 文化芸術の定義と基本計画の対象 P 2
- 4 松本市の文化芸術を取り巻く状況 P 2

第3章 基本計画の内容

- 1 計画の目的 P 8
- 2 計画の目標 P 8
- 3 計画の構成と施策 P 8

第4章 基本的施策

- I 文化芸術振興施策の総合的な推進 P 1 1
 - (1) 市民意向の把握
 - (2) 協働・創造発信型事業の推進
 - (3) 情報発信・各種制度等の窓口機能
 - (4) 関係機関等のネットワーク化、連携
- II 文化芸術活動の環境の整備・充実 P 1 2
 - (1) 活動環境の整備
 - (2) 活動機会の提供・充実
 - (3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援
- III 文化芸術を担う人材の養成・確保 P 1 2
 - (1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み
 - (2) 芸術家等への支援、指導者育成
 - (3) 文化芸術専門職の育成・資質向上
 - (4) 文化ボランティアの育成
 - (5) 顕彰
- IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項 P 1 3
 - (1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興
 - (2) 観光・産業との連携・振興
 - (3) くらしの文化の振興
 - (4) 文化芸術による交流促進
 - (5) 健康、医療、福祉分野における文化芸術の活用
 - (6) 文化財の保存・活用

第5章 計画の推進体制と評価検証

- 1 計画の推進体制 P 1 5
- 2 計画の評価検証 P 1 5
- 3 計画推進に当たっての指標

第1章 松本市を特徴付ける文化

- 1 歴史と景観
- 2 風 土 写真について必要に応じて変更、追加を行う。
- 3 民 俗 写真について必要に応じて変更、追加を行う。
- 4 イベント 写真について必要に応じて変更、追加を行う。

第2章 基本計画策定の趣旨

1 基本計画策定の背景及び経緯

松本市では、「松本市文化芸術振興条例」及び「松本市総合計画」を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、平成17（2005）年に松本市文化芸術振興基本方針を策定し、文化芸術施策を推進してきました。

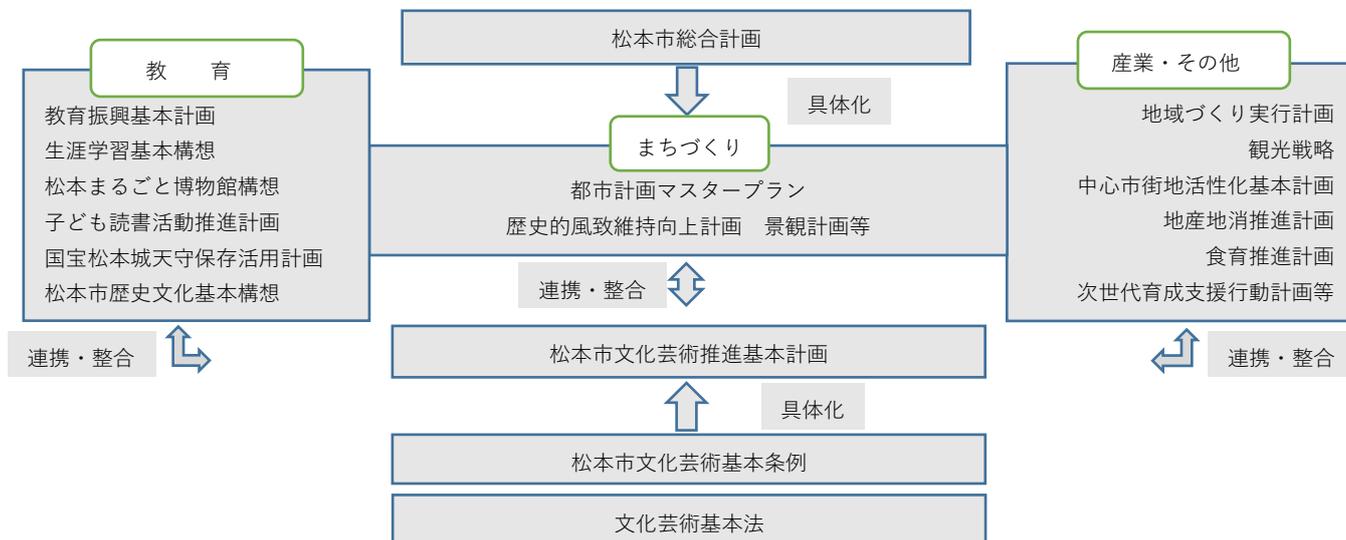
時代とともに松本市の文化芸術を取り巻く環境に変化が起きていることから、平成28年に松本市文化芸術振興基本方針を改定しました。この方針では、文化芸術によって作りだされる20年、30年先の松本の姿を【文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる「3ガク都・松本」】として、「文化芸術振興基本法」の対象とする文化芸術の範囲を基本とし、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等への波及効果を視野に入れ、様々な施策を推進してきました。

本市の基本方針改定から5年が経過するなかで、平成29（2017）年には文化芸術基本法が成立し、文化芸術推進基本計画が策定され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められています。また、文化芸術基本法の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされたことから、松本市文化芸術振興基本方針に代えて、新たに松本市文化芸術推進基本計画を策定し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

2 基本計画の位置付けと計画期間

(1) 松本市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、松本市文化芸術基本条例（平成15年条例第41号）及び松本市総合計画（第11次基本計画）を具現化させる文化芸術分野の個別方針として策定します。

(2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



(3) 計画期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（第1期10年間）とします

3 文化芸術の定義と基本計画の対象

国の文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成27年5月22日閣議決定。以下「国の第4次基本方針」といいます。）は、文化芸術を次のように定義しています。

『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。』

しかしながら、これではあまりにも広範囲に及ぶことから、基本計画が対象とする文化芸術は次の考え方とします。

- (1) 「松本らしさ」の継承と創造にこだわるとともに、ソフト事業中心の組立てとします。
- (2) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術の範囲を基本とするとともに観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携を視野に入れ、本計画が対象とする主な文化芸術の範囲は以下のものとします。
 - ① 生活文化（工芸・クラフト、茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物等）
 - ② 文化財等（有形及び無形の文化財等）
 - ③ 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
 - ④ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
 - ⑤ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）
 - ⑥ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
 - ⑦ 地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能等）
- (3) 他の個別計画と重複する分野については対象に含めるものの、内容的に当該個別計画が優先する分野は、原則として当該個別計画に委ねます。

4 松本市の文化芸術を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

ア 人口減少、超少子高齢化

急速な少子化により日本の人口は減少に転じ、一層の高齢化が進むなかで、地域コミュニティの衰退等が問題となっています。

今後は地域の魅力を活かし、それを地域の活力につなげるかという発想がこれまで以上に重要となります。

イ 情報通信技術の進化と普及

インターネットやスマートフォンをはじめとする情報通信技術（ICT）は当たり前のものとなり、我々の生活には無くてはならないものとなっています。現在では、情報収集にとどまらず、自らが情報を発信していくことで自己実現を行うことも可能としました。通信システムの発展は、人と人とのコミュニケーションに加え、モノをつなぐIoT（Internet of Things）を登場させました。デジタルデータの価値創造力を高めるIoTは、人工知能（AI）や新たな第5世代移動通信システム（5G）との連携により、更なる発展を遂げようとしています。これらを活用した文化芸術コンテンツの登場や新たな情報発信の可能性を探る必要があります。

ウ グローバル化の進展

令和元（2019）年までは訪日外国人観光客は右肩上がりとなっていました。令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症拡大により訪日客は激減する状況です。しかし、ワクチン等の開発が進み新型コロナウイルス感染症拡大が抑えられたときには訪日客は回復すると考えられます。

また、近年の海外からの旅行客のリピート率は6割を超え、訪日回数が多いほど、都市の観光から地方の観光へシフトする傾向があります。松本市も文化芸術の一層の振興・活性化し、海外の方にとっても魅力あるコンテンツを充実し、発信する必要があります。

エ 持続可能な開発（SDGs）

「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを原則とし、持続可能で多様性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が平成27

(2015)年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。その中で文化芸術に係ることとして、「地方の文化振興」や「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」等があります。

また、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症拡大により、文化芸術の在り方について見直しをする契機となりました。次世代技術を活用した新たな表現方法の検討が必要となります。

(2) 文化芸術政策に係る国の動向

ア 文化芸術基本法の施行

少子高齢化・グローバル化の進展等社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開がより一層求められるようになってきたことから、文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法(平成29年法律第73号)が施行されました。

今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込んだこと、また文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記されました。

イ 文化芸術推進基本計画(第1期)の策定

文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画が策定されました。(平成30年3月)文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指すものとされています。

ウ 文化財保護法等の改正

過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組むため、地域における文化財の計画的な保存・活用や、地方文化財保護行政の推進力の強化がうたわれています。

(3) 松本市の文化芸術に関わる特徴

松本市の文化芸術は、大きく二つの潮流があります。一つは「ぼんぼんと青山様」や「松本てまり」等古くから地域の持つ風土に根ざした文化芸術の流れです。この流れが、教育や文化を尊ぶ市民性と産業を育み、文化性が高いといわれる松本のまちをかたちづくってきました。もう一つは「クラフトフェアまつもと」や「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」等松本市の風土に新しい風を吹き込むことで発展した文化芸術の流れです。この「新たに開花した文化芸術」の流れにより、様々なものを受け入れ、楽しみ、発信する文化が実を結びました。

ア 松本市には日本第3位の標高を誇る奥穂高岳、登山を志す者の憧れの山、槍ヶ岳等、深田久弥が選んだ日本百名山の6座があります。この裾野には、日本有数の観光地、上高地、その南には乗鞍岳と乗鞍高原が広がります。

また、市域の東側になだらかな台上地形の美ヶ原高原が鎮座し、雲上の自動車道ビーナスラインが霧ヶ峰へと続いています。こうした山岳景観とその恵みである湧水や温泉、食文化、国宝松本城、城下町の小路、ナワテ通り、中町通り、上土通り等の特色のある通りと景観、野麦街道や善光寺街道沿いの宿場町等、豊かな文化資源、観光資源を目当てに多くの観光客が訪れ、特に海外からの旅行者も多いことも松本市の特徴と言えます。

イ 江戸時代、松本藩は藩校・崇教館を設けました。寺子屋も多くありました。明治時代には、廃藩置県によりできた筑摩県が「教育」を立県の指針とし、その後、旧開智学校や旧山辺学校が市民の力でつくられました。大正時代には、松本市が旧松本高等学校を誘致しました。このように松本市には、教育を重んじる伝統があり、その気風は今日まで息づいています。文化芸術に関して子どもたちの関心を高める取組みが多いことも、教育重視の姿勢のあらわれです。

こうした伝統を背景として、松本市では、戦後、公民館活動が盛んな長野県の中でも施設数と活動の両面で群を抜いており、市民が積極的に地域活動に関わる土壌をつくってきた

ました。公民館や文化ホール等の整備が進み、市民の文化芸術活動の場に恵まれた環境が整ったことも市民活動の後押しが背景にあります。

ウ 松本は、戦国時代の町割に始まり、江戸時代後期には町割ごとに産業の個性が集積する等、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。第2次世界大戦後は、「民藝運動」が行われ、また、スズキ・メソードが発祥しました。こうした土壌から、現在の松本市は、OMF、信州・まつもと大歌舞伎、工芸の五月・クラフトフェアまつもと等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

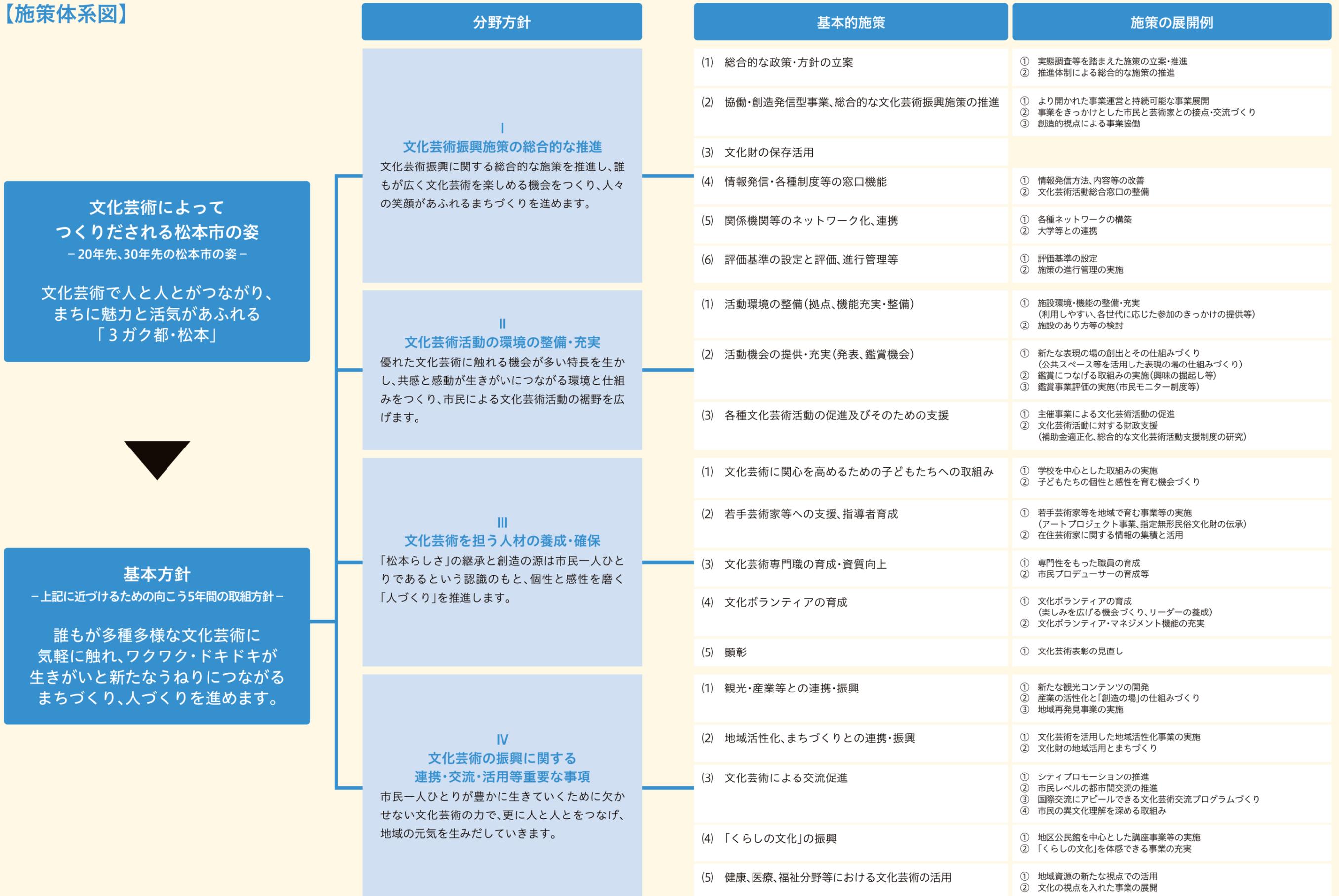
松本市としても、松本市音楽文化ホールが開館した昭和60（1985）年の「音楽とスポーツ都市宣言」を起点に、文化芸術を身近に触れる機会や活動環境の整備、県内初となる「文化芸術振興条例」の制定（平成15（2003）年）等を進め、音楽・芸術の「楽都」を推進してきました。これらを背景として、多くの催しに様々なかたちで市民が携わり、「観て楽しむ」から「運営する側として楽しむ」という独自の市民文化が育まれています。

このような経過から、松本市は、平成26（2014）年度の文化芸術創造都市部門文化庁長官表彰を受表彰し、自他ともに認める文化芸術創造都市となりました。

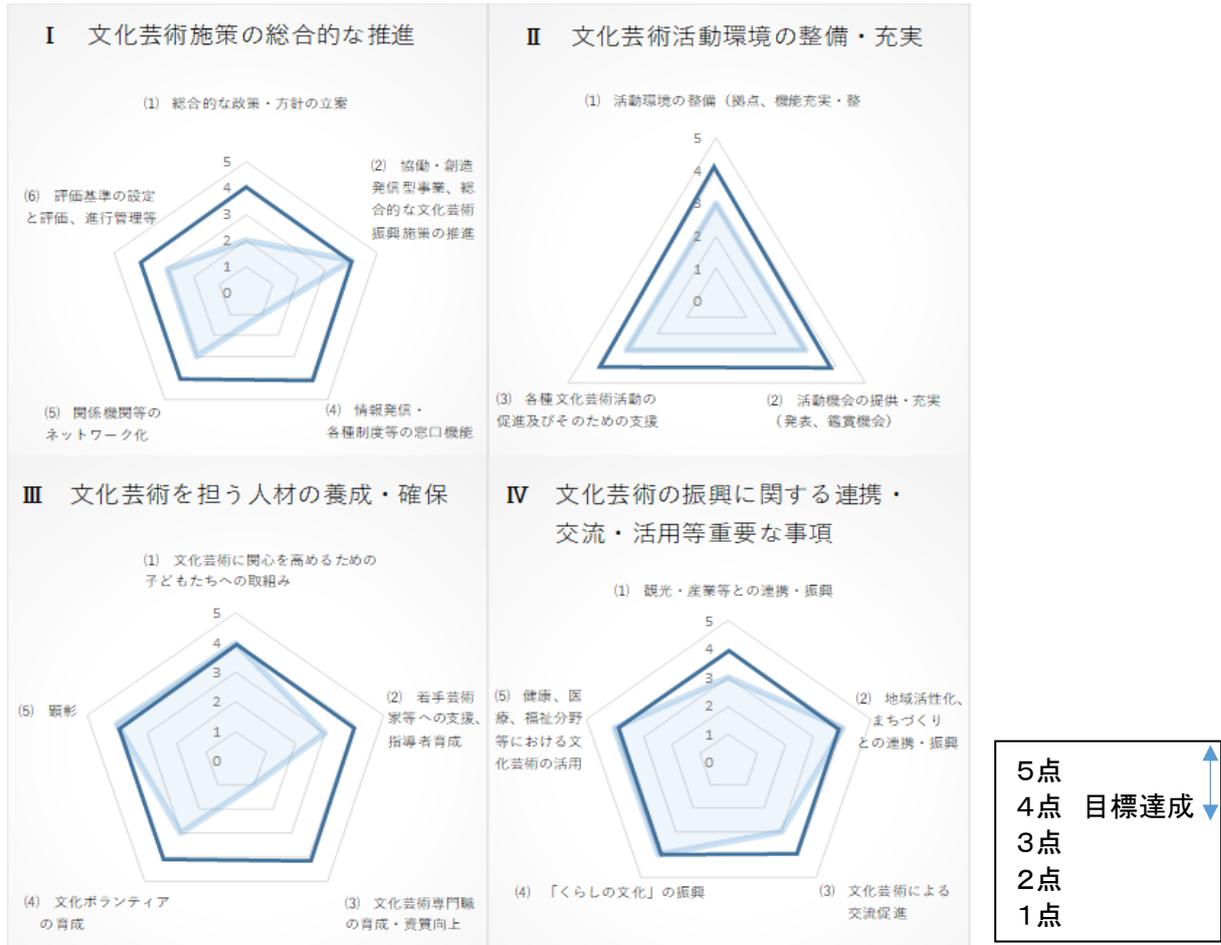
(4) 松本市の前基本方針期間での取組み

平成28（2016）年に改定した松本市文化芸術振興基本方針では「誰もが多種多様な文化芸術に気軽に触れ、ワクワク・ドキドキが生きがいと新たなうねりにつながるまちづくり、人づくりをすすめる」ことを基本方針として4つの分野方針ごとに施策を展開してきました。取組結果については次のとおりです。

【施策体系図】



松本市文化芸術振興基本方針に掲げる施策の中間評価レーダーチャート表



ア I～IVの分野方針において、全ての基本的施策の目標を達成できた分野はありませんでした。

イ 「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項」では、5つの施策中3つで概ね目標達成をしており、松本の伝統文化を活かしたイベントや歴史文化基本構想の策定等、文化芸術による地域の活性化やまちづくりとの連携が進んだことがうかがえます。

ウ OMFや工芸の五月クラフトフェア等の協働創造発信型事業（I - (2)）や子どもたちへの取組み（III - (1)）において一定の成果を上げています。

エ 「I文化芸術施策の総合的な推進」においては、文化芸術全般に係る市民意向調査や情報発信、相談窓口の整備が遅れているほか、文化芸術施策を担う人材育成等（III - (3)）の取組みもあまり進んでいない状況です。

(4) 前基本方針の総括と今後の課題

ア 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業等との連携を目指しており、「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項」の結果から一定の成果があったものと判断できます。しかし、今回評価に当たって行った担当課へのヒアリングにおいては、その趣旨について庁内各部局への意識の浸透が十分に図られていない状況にあり、庁内への周知や啓発が課題です。

イ 検討中、未着手となっている事業が6～7%あり、特に文化芸術施策の総合的な推進が進んでいない状況があります。

その原因としては、市民プロデューサーの育成や文化芸術活動団体等の連携コーディネーター等、中長期的に人材育成が必要となる事業があり、実施に向けたハードルが高いことがあげられますが、今後実施に向けた検討を進めます。

ウ 文化芸術施策の効果は、利用状況等短期的な視点だけでは適切に評価できないものが

あり、今回の中間評価では、文化芸術がどのようにまちづくり・人づくりに貢献したかをインパクト（波及効果）で測定しようと試みましたが、独自の実態調査等を行っていないため、評価できないものが多数ありました。

(5) 文化芸術に関する市民アンケート結果

これらの結果を踏まえ、新たな計画を策定します。

第3章 基本計画の内容

1 計画の目的

私たちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできました。

すべての市民の参加により、以下の目的を果たすため、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図ります。

目的
心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること

2 計画の目標

前基本方針から引き続き、松本市の20年先、30年先の姿を見据えて松本市の特徴であり、魅力でもある「3ガク都」が一層輝きを増し、市民がその魅力を知り、楽しみ、活気あふれるまちとなっているイメージで次のように設定しています。

目指す松本市の姿

「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる3ガク都・松本」

- (1) 市民の誰もが平等かつ自由に文化芸術に親しむことができる
- (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する
- (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

目標達成を図る指標

基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証を実施します。※第5章参照

3 計画の構成と施策

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、目標達成のため、以下の4つの分野方針ごとに施策を推進する構成とします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進に関する事項

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

II 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

III 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人をつなげ、地域の元気を生み出していきます。

第4章 基本的施策

目 標		分野方針			基本的施策	施策別目標	具体的施策	
目的 心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図る	文化芸術振興施策の総合的な推進	文化	文化	文化	文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要事項	市民意向の把握	市民意向を踏まえた文化施策を推進する	継続的な市民意識調査の実施、文化芸術活動者の実態調査実施
						協働・創造発信型事業の推進	市民の誇りを醸成する 都市ブランドの向上を図る	市民が主体的に運営に係る仕組みづくり 地域在住アーティストとの協働事業の実施
						情報発信・各種制度等の窓口機能	多種多様な手段で必要な時に情報を得られる環境を整える	各世代に最適な手段による情報発信 相談、支援等の総合窓口となる新たな組織の立ち上げ
						関係機関等のネットワーク化、連携	ジャンルを超えた団体の交流により、新たな表現の創出を図る 文化施設の事業や運営上の相乗効果を高める	文化芸術活動者団体の交流機会の提供 博物館・美術館・図書館等の連携 創造都市ネットワークへの参加等他都市との連携
						活動環境の整備	あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設とする	施設利用者へのアンケート実施、バリアフリーの推進 ニーズに合った施設・運営方法の再整備 多少の天候の変化に左右されない野外会場等の整備の研究
						活動機会の提供・充実	年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術に親しめる機会の創出 新たな発表の場を創出する	オープンスペース等の活用 街なかでの無料鑑賞会等の開催 アウトリーチ事業の強化
						各種文化芸術活動の促進及びそのための支援	文化芸術活動をより身近なものとする 新たな取組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整える	活動の入門編となる事業・講座の実施 文化芸術活動団体への補助制度の確立
						文化芸術に関心が高めるための子ども・若者への取組み	次代の担い手の育成をする 子どもたちが文化芸術に触れ創造する楽しさを実感する環境を整える 日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出する	学校等でのアウトリーチ事業、ワークショップ等の実施 児童・生徒等の文化芸術体験活動の実施 若者の意見を反映した事業の実施
						芸術家等への支援、指導者育成	活動団体の継続性を図り、松本市の文化芸術の底上げをする クリエイティブな人材の育成をする 松本市の文化を継承するとともに新たな創造をする人材を育てる	アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築 継続的な支援結果の検証による効果的な支援体制の構築 文化芸術指導者の実態調査及び支援
						文化芸術専門職の育成・資質向上	地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成をする 職員間の意見交換する機会をつくり、新たな発想を生み出す	松本市芸術文化振興財団と連携した実務研修や派遣研修等の支援 学芸員・司書及び松本市芸術文化振興財団職員の意見交換の実施
						文化ボランティアの育成	文化芸術活動の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図る	文化ボランティアに興味を引き出す機会の創出 文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みづくり
						顕彰	文化芸術活動者のモチベーションを上げる 新たな文化芸術活動者を発掘し市内外へ周知する	文化芸術表彰等の充実、文化施設等が連携した受賞者の活動の発信 受賞者の支援体制の構築
						地域活性化、まちづくりとの連携・振興	文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出する	地区単位での文化芸術活動の支援 国内外に松本市を発信する市民協働イベントの実施
						観光・産業等との連携・振興	観光・クリエイティブ産業の振興を図る クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指す	文化資源を活用した観光事業の実施、工芸等の産業とアートの融合の研究 食文化などを活かした産業・観光事業の実施
						くらしの文化の振興	松本市固有の文化等を継承するとともに新たな文化を創造し、松本への愛着を高める	地域の歴史・文化を知る機会の創出、くらしの文化に関する各種講座の実施 市民団体との連携・協働及び活動支援による地域の伝統文化や食文化の継承事業の実施
文化芸術による交流促進	他都市との交流、多文化交流の充実を図る	新たな文化交流プログラムの企画 海外の文化芸術に触れられる機会づくり						
健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	年齢や障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる社会を目指す	医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等の実施 障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供						
文化財の保存・活用	適切に文化財を保護し、地域活性化等に活用する	松本文化遺産をはじめ、地域の文化財の保存継承と有効な活用 伝統文化の担い手の育成支援						

今回の改定では、基本的施策を分野方針の次に位置付けるとともに、施策別目標を定め、具体的施策を示すものとします。

I 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関する事項

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

(1) 市民要望の把握

《施策別目標》

文化芸術振興施策を推進するうえで、文化芸術に対する市民の意向やニーズを調査し、市民の意向に沿う施策を推進します。

【具体的施策】

文化芸術市民意向調査を計画策定時、中間年（令和7（2025）年）、最終前年（令和11（2029）年）に実施し、計画の検証をするとともに市民の意向を分析し、意見を反映した事業を実施します。

市内で活動する個人・団体について実態調査を実施します。また文化芸術活動者とのコミュニケーションを図り、連携できる体制を構築します。

(2) 協働・創造発信型事業の推進

《施策別目標》

市民参加者の増加や松本市独自の市民文化である「運営する側として楽しむ」文化ボランティアとの連携を深めます。

市に対する市民の誇りを醸成することや都市ブランドの向上を目指した事業を展開します。

【具体的施策】

市民が主体的に運営にかかわる仕組みを磨き上げ、より協働できる環境を整えます。

地域在住のアーティスト等との協働により、新たな松本発の事業を実施します。

ICT技術等を活用する等イベントや鑑賞会を会場外からでも楽しめる体制を構築します。

市街地にとどまらず、各地区の特徴を活かした松本市全体でのイベントを開催します。

(3) 情報発信・各種制度等の窓口機能

《施策別目標》

文化芸術に関する情報を必要な時に様々な手段により得られる環境を整えます。

【具体的施策】

世代によって利用する媒体が異なるため、若年層にはSNS等のデジタルツールを活用した発信、高齢層には紙媒体で発信する等各世代にあった手段で情報を発信します。

文化芸術と観光に親和性があるため、観光部門と連携をした情報を発信します。

市の文化芸術振興部門が文化芸術活動団体や、個人の情報、多様な各種助成制度の情報収集を行ってきましたが、情報が蓄積されていないことから、専門的に情報収集や、相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った部門の設置を検討します。

(4) 関係機関等のネットワーク化、連携

《施策別目標》

文化芸術活動のジャンルを超えた文化芸術活動団体同士のネットワークを構築し、新たな表現等の創出を図ります。（市民）

文化施設間のネットワークを構築し、情報共有、事業連携・活用、人材交流を図り、相乗効果を高めます。（行政）

大学、NPO団体、民間団体との連携により、地域の魅力を高めます。（行政）

【具体的施策】

団体同士のつながりを深めるため、文化芸術活動団体の交流機会を提供します。

大学・NPO・民間団体と協働し、文化芸術振興の新たな仕組みを構築します。

博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会を提供します。

創造都市ネットワークへの参加等他都市と連携します。

II 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

(1) 活動環境の整備

《施策別目標》

適切な管理を行い、誰もが使いやすい施設とします。

【具体的施策】

バリアフリーを推進します。

利用者及び市民へアンケート調査を実施します。

ニーズに合った運営方法を再整備します。

天候の変化に左右されない野外会場等を研究します。

(2) 活動機会の提供・充実

《施策別目標》

年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらずより多くの市民が文化芸術に親しむことができる機会を創出します。

デジタル技術の活用を含めた新たな発表の場を提供します。

【具体的施策】

オープンスペース等を活用した新たな発表の場をつくります。

街なかでの無料鑑賞会等の実施により、多くの市民が気軽に鑑賞できる場を提供します。

アウトリーチ事業を強化し、ホール等に足を運べない方たちへの鑑賞の機会を提供します。

インターネット配信等が気軽にできる環境を構築します。

(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

《施策別目標》

文化芸術活動をより身近なものとしします。

文化芸術の新たな取組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を目指します。

【具体的施策】

文化芸術を身近に感じてもらえるよう、入門編となるような事業及び講座を実施します。

経済的支援の他、市民が活動するうえでの課題を解決する体制を構築します。

III 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み

《施策別目標》

文化芸術活動の担い手を育成します。

子どもたちが文化芸術に触れ、創造する楽しさを実感できる環境を整えます。

日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会をつくります。

【具体的施策】

学校等でアウトリーチ事業やワークショップ等を実施します。

児童・生徒等の文化芸術体験活動事業を実施します。

高校生の文化芸術活動に対する支援を実施します。

若者の意見を反映した事業を実施します。

(2) 芸術家等への支援、指導者育成

《施策別目標》

芸術家の文化芸術活動の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げします。

クリエイティブな人材を育成します。

松本市の文化芸術を継承するとともに新たな創造をする人材を育成します。

【具体的施策】

アーティストバンクを再構築し、衣食住をトータルサポートする体制を構築します。
経済的支援と支援結果の継続的な検証を行い、より効果的な支援体制を構築します。
文化芸術指導者の実態調査を実施し、指導者のニーズを把握したうえで必要な支援を実施します。

(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上

《施策別目標》

市民が文化芸術を身近に感じられるよう、地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成します。

職員間の意見交換の機会をつくり、新たな発想を生みだします。

【具体的施策】

まつもと市民芸術館や音楽文化ホール等の指定管理者である松本市芸術文化振興財団と連携し、実務研修や派遣研修等を支援します。

松本市の学芸員、司書や松本市芸術文化振興財団職員の意見交換の機会をつくります。

(4) 文化ボランティアの育成

《施策別目標》

松本市の文化芸術の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図ります。

【具体的施策】

文化ボランティアに興味を持ってもらえる機会をつくります。

文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みをつくります。

(5) 顕彰

《施策別目標》

文化芸術活動者のモチベーションを上げます

市内外へ魅力ある文化芸術活動者を発掘し、周知します。

【具体的施策】

文化芸術表彰式典の充実を図ります。

文化施設等が連携し、受賞者の活動を発信します。

受賞者の支援体制を構築します。

IV 文化芸術に関する施策に係る重要な事項

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人をつなげ、地域の元気を生み出していきます。

(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興

《施策別目標》

文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出します。

【具体的施策】

地区単位での文化芸術活動を振興・支援します。

国内外に松本市を発信する市民協働イベントを実施します。

(2) 観光・産業等との連携・振興

《施策別目標》

文化芸術の持つ魅力を活かし、観光・クリエイティブ産業の振興を図ります。

クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指します。

【具体的施策】

文化資源を活用した観光事業を実施します。

工芸等の産業とアートとの融合を研究します。

食文化等を活かした産業、観光を振興します。

(3) くらしの文化の振興

《施策別目標》

松本市固有の文化や年中行事等を継承するとともに新たな文化を創造し、松本への愛着を高めます。

【具体的施策】

地域の歴史・文化を知る機会を創出します。

公民館等の各種講座によるくらしの文化を振興します。

市民団体との連携・協働及び活動支援を実施し、地域の伝統文化や食文化等の継承発展を図ります

(4) 文化芸術による交流促進

《施策別目標》

他都市との交流・多文化交流の充実を図ります。

【具体的施策】

新たな文化交流プログラムを企画します。

外国の芸術に触れられる機会を創出します。

(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用

《施策別目標》

年齢や障害の有無にかかわらず、互いを尊重する社会を目指します。

【具体的施策】

医療、福祉施設等での文化芸術ワークショップ等を実施します。

障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会を提供します。

(6) 文化財の保存・活用

《施策別目標》

文化財を適切に保護し、地域活性等に活用します。

【具体的施策】

まつもと文化遺産をはじめ地域の文化財の保存及び活用を図ります。

伝統文化の担い手を育成・支援します。

第5章 計画の推進体制と評価検証

本計画の推進を図るため、市民、各団体が協働する体制を構築し、計画の評価検証を実施します。

1 計画の推進体制

- (1) 市民
- (2) 芸術家
- (3) 大学、企業
- (4) 各文化施設
- (5) 行政

2 計画の評価検証

- (1) 文化芸術市民意向調査を計画策定時、中間年（令和7（2025）年）、最終前年（令和11（2029）年）に実施し、計画の評価検証をするとともに文化芸術振興施策に反映します。
- (2) 市内で文化芸術活動を行う個人、団体（主にアーティストバンクまつもと登録者）に対してヒアリングを実施し、活動者の意見を取り入れます。
- (3) 計画に係るモデル事業を指定し、事業評価をしたのち、審議会に諮り進捗を図ります。

3 計画推進に当たっての指標

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

基本的施策	評価指標
(1) 市民意向の把握	松本市の文化芸術施策に対する満足度
(2) 協働・創造発信型事業の推進	文化芸術の振興により、地域にもたらされる効果として期待することについて「特にない・わからない」以外を答えた割合
(3) 情報発信・各種制度等の窓口機能	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度
(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	文化芸術団体の交流機会の提供数

II 文化芸術活動の環境の整備・充実

(1) 活動環境の整備	文化芸術活動の場の提供に対する満足度
(2) 活動機会の提供・充実	文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度
(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援	練習・発表・創作等の活動への支援に対する満足度

III 文化芸術を担う人材の養成・確保

(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度
(2) 芸術家への支援、指導者育成	アーティストの発掘及び支援に対する満足度
(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	質の高い文化芸術鑑賞機会の提供に対する満足度
(4) 文化ボランティアの育成	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合
(5) 顕彰	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度（再掲） アーティストの発掘及び支援に対する満足度（再掲）

IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項

(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興	文化芸術の振興により、地域にもたらされる効果として期待することについて「地域の活性化・地域経済の活性化」と答えた人の割合
(2) 観光・産業等との連携・振興	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度
(3) 暮らしの文化の振興	茶道、華道、書道等を嗜んでいる割合
(4) 文化芸術による交流促進	他国県市町村との文化芸術による交流数
(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用数
(6) 文化財の保存・活用	文化財保護のための取組みに対する満足度 文化財等の観光への活用に対する満足度